

現行皇位継承制度の仕組み

1. 皇位継承資格（憲法第2条，皇室典範第1条・第2条）

(1) 皇位は世襲により継承

憲法第2条は，皇位は「世襲のものであって，国会の議決した皇室典範の定めるところにより，これを継承する」と定める。

(2) 皇統に属する男系の男子に限定

皇室典範第1条は，皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」に限定する。

(3) 皇族に限定

皇室典範第2条は，皇位は「皇族に，これを伝える」と定め，現に皇族である者に皇位継承資格を限定する。

2. 皇位継承順序（皇室典範第2条）

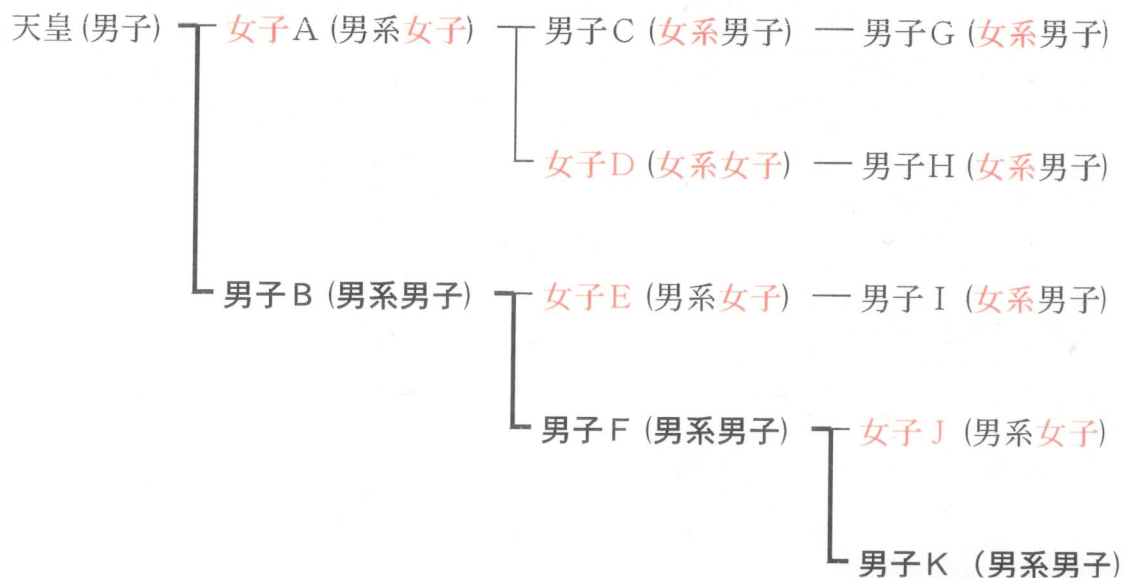
- ・直系優先（天皇からその子への継承を優先），長系優先（兄弟では年長者を優先），近親優先（天皇から血縁が近い者を優先）により，皇位継承順序を定める。
- ・天皇の長男が継承順位第1位となる。

3. 皇族の範囲等（皇室典範第5条～第15条，皇室経済法）

- ・皇后，太皇太后，皇太后，親王，親王妃，内親王，王，王妃，女王を皇族とする。（皇室典範第5条）
- ・皇族の子孫で男系の者は，世代を問わず皇族となる（いわゆる永世皇族制）。（皇室典範第6条）
- ・皇族女子は，皇位継承資格を持たず，婚姻により皇族の身分を離れる。（皇室典範第12条）
- ・皇籍離脱（皇室典範第11条）
 - ・皇太子，皇太孫は，皇籍を離脱することができない。
 - ・親王（皇太子・皇太孫を除く）は，やむを得ない特別の事由があるときは，皇室会議の議により，皇籍を離脱する。
 - ・内親王，王，女王は，自らの意思に基づき，皇籍を離脱する。また，やむを得ない特別の事由があるときは，皇籍を離脱する（いずれも皇室会議の議による。）。
- ・非嫡出子は皇族としない。（皇室典範第6条）
- ・養子をすることはできない。（皇室典範第9条）
- ・皇室の費用は，内廷費，宮廷費及び皇族費として，予算に計上する。（皇室経済法第3条）

男系について

(参考1) 男系・女系の例



(参考2) 政府答弁

山本悟 (宮内庁次長) (昭 60.3.27 参・予算委)

「・・・男系であるということをとっていく限りにおいては、女帝というものを認めましてもそこから続くのであればこれは女系になってしまうのですから、全く男系というものと外れてまいります」

現行の皇位継承順序の考え方（皇室典範第2条）

1. 直系優先

基準となる者の子・孫・曾孫・玄孫その他直系に属する者を先にし、兄・弟・伯父・叔父その他傍系に属する者を後にする考え方。

2. 長系優先

兄弟の関係では年長者の系統を年少者の系統に優先し、兄の系統を弟の系統に、伯父の系統を叔父の系統に、大伯父の系統を大叔父の系統に、それぞれ優先する考え方。

3. 近親優先

基準となる者から親族関係の近い者を先にし、親族関係の遠い者を後にする考え方。

憲法第2条の「世襲」について

○ 政府答弁

皇位継承資格を男系に限定せず女系にも認めるためには、憲法改正を要しないと答弁している。

①金森徳次郎(國務大臣) (昭 21.7.8 衆・帝国憲法改正案委)

(「皇男子孫と云ふものを(憲法第2条の…弻群)草案では特に省いたと云ふ理由が何かございますか。」との問に対して)

「此の憲法の他の条文にもありますやうに、男女の性から来る諸般の変化は、根本的な支障がない限りは其の差別を置かないと云ふことが、物の本体と思ふ訳であります、そこで皇位の継承に付きまして、皇位と云ふことの根本の性質と組合せて、如何に此の問題を扱ふかと云ふことは、新しい問題として之を研究しなければならぬと思つて居ります、さう云ふ研究をも含みつゝ、此の第2条には其の制限が除かれて居りますが故に、憲法の建前としては、皇男子、即ち男女の區別に付きましての問題は、法律問題として自由に考へて宜いと云ふ立場に置かれる訳であります、実際どうなるかと云ふことは是からの問題であります、其の意味に於て(憲法第2条に皇男子孫という…弻群)文字のないことは理由がある訳であります。」

(参考) 大日本帝国憲法(明治22年2月11日)(抄)

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

②金森徳次郎(國務大臣) (昭 21.9.10 貴・帝国憲法改正案特別委)

「男系の男子と云ふことは第2条には限定してありませぬ、其の趣旨は根本に於て異なるものありとは考へませぬけれども、併し時代々々の研究に応じて或は部分的に異なり得る場面があつても宜いと申しますか、さう云ふ余地があり得ると云ふ訳で斯様な言葉になつて居ります」

③関道雄(内閣法制局第一課) (昭 41.3.18 衆・内閣委)

「…必ず男系でなければならないということを、前の憲法と違ひまして、いまの憲法はいつておるわけではございません。…絶対的に女子が天皇に立たれることを憲法が禁じているわけでもありません…」

④工藤敦夫(内閣法制局長官) (平 2.5.24 参・内閣委)

「…現在の憲法の2条、これは「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と、かように規定しております。この規定は、…皇統に属する男系の男子が皇位を継承する、こういう伝統を背景として制定されたものでございます。したがひまして、憲法の2条は皇位継承者を男系の男子に限る、こういう制度を許容しているものと、かように考えております。」